

（議事要旨 2）サステナビリティ基準委員会における国際サステナビリティ基準審議会の情報要請への対応

SSBJ の中條委員より、ISSB から公表された情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」に対する SSBJ のコメント・レターの文案について説明がなされ、質疑応答が行われた。

サステナビリティ基準諮問会議の委員より次の意見が聞かれた。

（優先度の高いプロジェクトについて）

- コメント・レターの文案のとおり、人的資本のテーマを最も高い優先順位とすることに賛成する。現在、政府は主導してこの分野の開示を促進し民間がそれに呼応する中で経済活動に好ましい影響を与えていると考える。また、現状の開示は脆弱であり、機関投資家としてモニタリングの責務を果たすために開示基準の整備が役立つと考えている。さらに人的資本は企業経営の根幹であり、当該開示は、比較的、業種を問わず重要な領域と考える。
- 情報を開示する立場として、IFRS S1 号、S2 号の公表を受けて当該基準の導入支援を優先すべきとする主張に賛成する。それらの適用にあたって企業が頼るのは具体的な取扱いを示したガイダンスやマテリアルであり、SSBJ には我が国の考え方がそれらの開発に反映されるようにアプローチしてもらいたい。また、人的資本が優先すべきテーマであることに同意する。
- 財務諸表利用者の立場として人的資本のテーマを優先することに賛成する。人的資本は競争力の源泉であり、キャッシュフロー分析に最も重要な項目である。一方、生物多様性については、ダブル・マテリアリティ的な開示が多く含まれる印象があり、財務諸表利用者のニーズと若干、異なる可能性があるとの感覚を持っている。また、人権に関しては、国によって取扱いや意識に違いがある場合があり、表明する意見が政治的色彩を帯びる可能性がある点で難しさがあると感じる。
- 我々の組織の取組みを通じて、我が国の財務諸表利用者の中で人的資本のテーマの優先度が非常に高いとの意見が寄せられており、このテーマの優先順位が最も高いことは疑いないと考えている。しかし、情報要請で示される他のテーマも重要であり、我が国において生物多様性、人権が重要でないとグローバルに受け取られないようなメッセージの伝え方を工夫する必要があると考える。また、IFRS S1 号、S2 号の導入支援について、ISSB のリソースが限定的であることを考えると、ISSB の役割と各法域の役割を整理することの必要性と我が国として協力する意思のあることをメッセージとして発信していくことが考えられる。

（文案について）

- 「公正な移行」については、移行の影響の大きさから機関投資家のエンゲージメントで注目されている概念であり、重視すべきでないとの読まれ方をしないように表現を検討してはどうかと考える。
- 人権は人的資本ほどではないが重要なテーマと考える。そうした中、コメント・レター文案では、企業は法令を遵守していることが通常で開示がボイラープレートになる可能性を指摘する表現があるが、遵守されていない事例が報道されることがあり、また、会計監査では遵守を当然とせずリスク評価に含めている中で開示にも一定の意義があると考えられるため、慎重に表現を検討してはどうかと考える。

（今後の対応について）

- 現在でも、財務報告を含めた企業報告は数百ページ又はそれを超える状況にあり、今後、ISSB 基準の追加に応じてさらに開示負担が増すことが想定され、投資家の利用可能性との間でバランスがとれるか懸念がある。このため、今後、簡素化や重要性に応じた開示の促進などの対応を合わせて行うことが考えられる。
- 文案で示されるように、我が国固有の見解として人的資本を優先する見解を示すことは必要と考えており、また、人的資本と人権には関連する面があることから内容の整理を提案している点は適切と考える。なお、今後のコメントの機会のために参考となると考える気付事項をお伝えする。まず、テーマの優先度を検討するうえで、ISSB のリソースの制約がどこにあるのか、そしてリソースが足りている場合、ISSB は出口をどこに見据えているのかを考慮することが考えられる。また、プロジェクトのスピード感は重要な要素であると考えており、関連して、ISSB としては気候に近接するリスク及び機会の開示のガイダンスの開発に前のめりになっているように考えられる点は念頭に置くべきと考える。さらに、現在、ISSB 基準が必ずしも主要な世界基準として認知されていない中で、相互運用可能性はプロジェクトを進める上で重要な要因になると考える。なお、文案では自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）に触れていないが、その理由は今後のために整理しておくべきと考える。
- これまでも一部の上場企業で気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）による開示が行われてきたが、IFRS S1 号、S2 号の公表により開示のすそ野が大きく広がることが期待されるため、SSBJ には我が国での IFRS S1 号、S2 号の導入支援に関するイニシアティブを発揮してもらいたい。

- IFRS S1 号、S2 号の導入や今後見込まれる日本基準の適用にあたり、企業の事情や規模感に応じた対応が図られることを期待する。

以 上